

函館市高等教育機関応援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、キャンパス・コンソーシアム函館を組織する高等教育機関（以下「高等教育機関」という。）が行う事業に対し、本市と高等教育機関との連携を強化し、本市のまちづくりへの貢献および地域課題の解決を図るために交付する函館市高等教育機関応援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象の高等教育機関)

第2条 補助金の交付を受けることができる高等教育機関は、当該高等教育機関への支援を用途に指定した企業版ふるさと納税に係る寄付（以下「指定寄付」という。）について、別に定める寄付募集承諾書を市長に提出した者のうち次条の補助対象事業を実施する者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、高等教育機関が自ら行う事業、または複数の高等教育機関等が連携して行う事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 若者の地元定着に資する事業
- (2) スタートアップに関する教育等に資する事業
- (3) 地域課題の解決に資する事業
- (4) 人材育成の充実・強化につながる事業
- (5) その他市長が必要と認める事業

2 前項の規定に加え、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 補助対象事業が事業実施年度の末日までに完了し、かつ、実績報告が可能なものであること。
- (2) 特定の政治活動や宗教活動、暴力的・破壊的活動、または営利を目的とした事業ではないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接的に必要な経費であって、その項目（以下「経費項目」という。）は、次に掲げるものとし、各経費項目の詳細は別表のとおりとする。ただし、補助対象事業の実施に要する経費にかかる消費税および地方消費税のうち、仕入税額控除を行う場合における仕入税額控除の対象となる消費税および地方消費税相当分については、補助対象としない。

- (1) 人件費
- (2) 謝礼金
- (3) 旅費
- (4) 物品費
- (5) その他

（補助金の額）

第5条 補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、その額は、指定寄付として本市が受領した金額から算出した、本市が内示する額を上限（以下「上限額」という。）として、上限額の範囲内で高等教育機関が負担した補助対象経費の合計額（補助対象事業の実施に伴い収入が発生する場合には、当該合計額から当該収入の額を控除した額）とする。

2 前項に定める上限額は、指定寄付として本市が受領した額に、5分の4を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助対象事業の実施年度の前年度までの期間において高等教育機関が補助金として執行していない額についてはこれを加算する。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする高等教育機関は、毎年度、補助対象事業の着手日または当該年度の12月31日のいずれか早い日までに、規則第7条に規定する申請をしなければならない。

（補助金交付の条件）

第7条 補助対象経費に消費税および地方消費税相当分を含めた額で補

助金の交付の申請をした補助事業者は、補助対象事業完了後に消費税および地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別記第1号様式により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告があったときは、すでに交付した補助金のうち消費税等仕入控除税額の全部または一部に相当する額について、市に納付させることができる。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第5条の補助金の額の上限に係る高等教育機関への内示については、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表

経費項目	内容
人件費	補助対象事業に専ら従事する者として，交付決定を受けた高等教育機関に雇用された者に対する人件費
謝礼金	業務，事業の実施に必要な知識，情報，技術の提供に対する経費
旅費	国内・外国への出張または移動に係る経費（招へい旅費を含む）
物品費	消耗品費，設備備品費
その他	委託料，印刷製本費，会議費，通信運搬費，光熱水費，財産の取得等に要する経費，その他の諸経費

ただし，下記に掲げるものは補助対象外とする。

- ・ 交付決定日より前に支出した経費
- ・ 高等教育機関における経常的な経費（運営に係る人件費および旅費，維持補修費，固定資産税，光熱水費等）
- ・ 懇親会および飲食にかかる経費
- ・ 慰安的な旅行に要する経費
- ・ 領収書等の挙証書類が保存されていない経費
- ・ その他補助することが適当でないと認められる経費

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）函館市長

（申請者）

法人名

代表者氏名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け函企画をもって補助金等の交付決定を受けた 年度
函館市高等教育機関応援補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税
額について、下記のとおり報告します。

- 1 函館市高等教育機関応援推進補助金交付要綱第5条に規定する額又は事業
実績報告による精算額

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額（市補助金返還相当額）

- 3 添付書類
 - （1）積算内訳報告書
 - （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - （3）課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算書（写し）
 - （4）特定収入割合が5%を超える場合は、その計算書類

積算内訳報告書 [返還なし]

- 1 主たる事務所の所在地・法人名等
- 2 代表者職氏名
- 3 補助事業名
- 4 函館市から交付された補助金等の額の確定額
 円
- 5 概要（「返還なし」となる理由を記載）

積算内訳報告書 [全額控除(課税売上割合95%以上)]

1 主たる事務所の所在地・法人名等

2 代表者職氏名

3 補助事業名

4 函館市から交付された補助金等の額の確定額

円

5 概要

(1) 補助金の使途の内訳

区分		課税仕入	非課税仕入	合計
補助対象経費の内訳	8%分			0
				0
				0
		小計	0	0
10%分	10%分			0
				0
				0
		小計	0	0
合計		0	0	0

(2) 課税売上割合

課税売上高[課税資産の譲渡等の対価の額]

総売上高[資産の譲渡等の対価の額]

= 0 %

(3) 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

A 課税売上にのみ要する課税仕入れに使用された補助金 (税率8%適用分)

0 × (8/108) = 0 円

B 課税売上にのみ要する課税仕入れに使用された補助金 (税率10%適用分)

0 × (10/110) = 0 円

補助金に係る仕入控除税額 (A + B) =

0 円

積算内訳報告書 [一括比例配分方式]

1 主たる事務所の所在地・法人名等

2 代表者職氏名

3 補助事業名

4 函館市から交付された補助金等の額の確定額

	円
--	---

5 概要

(1) 補助金の使途の内訳

区分		課税仕入	非課税仕入	合計
補助対象経費の内訳	8%分			0
				0
				0
		小計	0	0
10%分	10%分			0
				0
				0
		小計	0	0
合計		0	0	0

(2) 課税売上割合

課税売上高[課税資産の譲渡等の対価の額]

--

総売上高[資産の譲渡等の対価の額]

--

= 0 %

(3) 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

A 課税仕入れに使用された補助金 (税率8%適用分)

0	× (8/108) ×	0 % =		0 円
--	-------------	--	--	--

B 課税仕入れに使用された補助金 (税率10%適用分)

0	× (10/110) =	0 % =		0 円
--	--------------	--	--	--

補助金に係る仕入控除税額 (A + B) = 0 円